

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する再意見の提出者の
一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計4件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 24 年4月9日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
2	平成 24 年4月 10 日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	山田 隆持
3	平成 24 年4月 10 日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
4	平成 24 年4月 10 日	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	三浦 惺

再意見書

平成24年4月9日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年2月21日付け公告された省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

この度は、電気通信事業法施行規則の一部改正に関し、再意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。
以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話市場の中で見れば端末シェア25%に満たないとして二種指定設備規制の対象外とされてきたソフトバンクモバイル殿の契約者数は既に2,800万を超えている等、その影響力が非常に大きくなっていることから、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げ、同社を新たに二種指定設備規制の対象とする本改正は当然の措置であると考えます。 ・ 既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下、二種ガイドライン）に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他社との接続料格差が依然としてあること、また協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記意見に賛同します。 現在のソフトバンクモバイル殿の端末シェアは制度創設時から比べて大きく上昇し、上位2社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。また、モバイル市場は固定通信市場を凌ぐ規模に成長し、情報通信市場における競争力の源泉となっています。競争環境の整備のためにも、第二種電気通信設備制度（以下、二種指定制度）の規制対象の拡大措置は適切であると考えます。 ・ 一般的に新興事業者は端末シェアが少ないため、相互接続においては発信が着信を上回る傾向にあり、高い他社接続料の影響を大きく受けることとなります。競争環境整備のためにも二種指定事業者は同水準かつ低廉な接続料を確定値で提示すると共に、算定根拠の開示を義務化することによって外部的検証性を高めるべきと考えます。

	<p>続いてきたことを踏まえれば、接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠を開示することを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要と考えます。</p>	
<p>株式会社ケイ・オプティコム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種指定電気通信設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、上位 3 社のモバイル事業者を第二種指定電気通信設備制度の適用対象とすることについて賛同いたします。 （略）上位 3 社のモバイル事業者の顧客規模が、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、突出した存在となっていることから、MVNO による競争促進、ひいてはモバイル市場を活性化するうえで、上位 3 社のモバイル事業者を第二種指定電気通信設備制度の適用対象とすることは必須の措置と考えます。 ・ モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グルー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記意見に賛同します。 <p>現在のソフトバンクモバイルの端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位 2 社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。また、モバイル市場は固定通信市場を凌ぐ規模に成長し、情報通信市場における競争力の源泉となっています。競争環境の整備のためにも二種指定制度の規制対象の拡大措置は適切であると考えます。</p> <p>また、上位 3 社はそれぞれ企業グループの中の中核にあり、その企業グループ内における連携により固定等隣接市場への影響力も看過できない状況にあると認識しています。これからの競争政策の課題として、モバイル市場における単独及びグループの両側面からの市場支配力の検証と新たな規律が必要と考えます。</p>

	<p>プ」は、当該モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。そのため、モバイル市場においても設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。</p>	
<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉上の優位性が推定し得る程度の端末シェアを有する事業者を第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下「二種指定事業者」という。）に指定することは、制度創設の主旨に適うものと考えます。 ・ 端末シェアが10%以下のMNOは、MVNOとの関係において、競争を実質的に制限することとはならないものとして、引き続き、第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることは、一定の合理性があるものと考えます。 ・ 相互接続料算定上の配賦の出発台となる接続会計制度が早期に適用されない場合、適切な会計処理を経て算定された相互接続料であるか否かが依然として不透明な状況と 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記意見に賛同します。 新規参入を果たしたイー・アクセスは、上位3社とのシェアに依然として大きな差があり、他事業者に対してもMVNOに対しても、市場支配力を背景とした優位な交渉力を持つ状況にはありません。周波数を保有していることを理由に全てのMNOを規制対象とすることは、新規事業者の参入機会や新興事業者育成を妨げることにつながりません。公正競争確保上の問題が生じない一定の閾値を設け、指定基準値以下の事業者を適用対象外とする措置は当然であると考えます。 ・ 左記意見に賛同します。 省令改正から接続会計公表に至るまでのプロセスにおいても、新たに指定対象となる事業者が、二種指定ガイドラインに準じた接続料算定を実施し料金水準の低廉化に努めて

	<p>なりかねないことから、二種指定接続会計規則についても改正を行い、早期に適用されることが必須であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に、二種指定接続会計規則の早期改正はなし得ないとする場合であっても、総務省において、二種指定接続会計規則適用前の相互接続料について、二種指定接続会計規則に準じた算定が実施されているかを検証するなど、適切な対応をお願いしたい。 	<p>いるかどうかを検証する必要があると考えます。</p>
<p>ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> そもそも、本省令等に示唆されているような、3位の弊社と4位の事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。 	<p>以下の2点について、本省令改正は市場からの要請を反映した適切な措置であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業規模に因る交渉力の差異 事業者間の接続に際しては、電気通信事業法に接続応諾義務が定められていることによって、接続拒否のような大きな問題に発展することはありません。しかし、事業規模を背景とした交渉力の違いは「懸念すべき実情」であると考えます。例えば接続協議において、事業規模の大きい事業者が自社の接続料をスプリングボードにして他社接続料の低廉化を誘引する効果と、イー・アクセスのような新興事業者の効果とでは全く異なります。接続義務だけでは市場環境の問題までは解決できないため、二種指定制度の定義や規制レベルを必要に応じて見直し、競争環境を整備することは必要不可欠であると考えます。 接続料が与える影響度合いの差異

	<ul style="list-style-type: none"> • なお、非二種指定事業者の接続料算定の適正性を検証するためには、弊社が従前から述べているとおり、公平・中立な第三者機関（電気通信紛争処理委員会殿等）に接続料の妥当性検証のための役割を明確に定義することにより、非指定事業者における接続料に係る「第三者検証スキーム」を確立する等の措置をとることが最適であると考えます。 	<p>現在、シェアが近接している上位3事業者間の接続料には、相当程度の水準格差が見られる状況です。一般的に新興事業者は端末シェアが少ないため、相互接続においては発信が着信を上回る傾向にあり、高い他社接続料の影響を大きく受けやすく、そのため市場では劣位な環境に置かれることとなります。さらに接続料協議の長期化は高い接続料のインパクトを受け続けることを意味します。速やかな本省令の改正により、相互接続料の透明性確保や適正化が図られることを強く望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在、接続料の妥当性検証の役割は二種指定制度の運用に関するガイドラインが担っておりますが、今後は二種指定事業者の接続料算定の適正性、透明性が確実に担保される制度を導入することが喫緊の課題と認識しています。具体的には、認可制への移行やパブリックコメントの招集によって、外部的検証性を高める措置が必要と考えます。
--	--	---

以上

再意見書

平成24年4月10日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-6150
住所 とうきょうと ちよだく ながたちょうに ちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だいひょうとりしまりやくしやちよう やまだ りゆうじ
代表取締役社長 山田 隆持

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年2月21日付け公告された省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に関して、再意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の再意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

再意見提出者：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンク テレコム株式 会社 ソフトバンク モバイル株 式会社	<p>P2</p> <p>1.基本的考え方について 第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)の見直しにあたっては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。携帯電話市場においては、長期間に渡って 50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、当該事業者と 2 位の事業者との端末シェア格差も 20%程度存在する等、支配的事業者が依然として競争上高い優位性を保持しています。そうした中、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度進展している状況にあると認識しています。</p> <p>2012 年 2 月 21 日付「電気通信事業法施行規則の一部改正」についての意見募集においては、当該制度における指定の基準値の変更案とその考え方が示されているところですが、上記の基本認識を踏まえ、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべきと考えます。</p> <p>P3</p> <p>2.「2-2-1. MNO 間の関係」について <基準値の在り方> (略) 事前規制として強い効力を発揮する二種指定制度に関しては、その性質に鑑み、端末シェア等に表れるような地位の差異に</p>	<p>・第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方 答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位 2 社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。</p> <p>・2011 年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を 10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。</p> <p>・そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>より、優位な交渉力の行使が確実に発揮される程度の携帯電話事業者に対してのみ規制するよう基準値の検討を行うべきであるところ、このたびの検討において『「相当程度低い端末シェア」を有する MNO』等の記述に見られるとおり、確実に規制をかける必要のない対象を定めるための基準値検討を実施しており、本来行うべき検討の在り方と齟齬が生じていると考えます。</p> <p>また、上記の基準値設定の根拠の一つとして、二種指定制度の創設時において基準値算定のベースから PHS を除外した経緯が参照されていますが、当該数値である「10%以下(当時の携帯電話の加入者シェアに占める PHS の加入者シェアの割合)」は、あくまでも二種指定制度の対象範囲の検討に際して、特定のサービス (PHS サービス) が市場へ与える影響の有無を判断する指標の一つとして示されたものです。従って、本省令案等で検討されている事業者間の交渉力の有無を判断する基準とは性質が異なることから、両者の整合を取る合理性は低いものと考えます。</p>	<p>に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。</p> <p>・なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。</p>
	<p>P4</p> <p>3.「2-2-2. MNO-MVNO 間の関係」について <基準値の在り方></p> <p>二種指定制度に係る基準値の見直しを行うにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」で示されている垂直型企業結合による競争の実質的制限の有無を判断するための基準値である「10%」を根拠の一つとすることは、以下の理由により適当でないと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該数値は“セーフハーバー”であること 2) 同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準であること <p>(略)</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>P4、5 4.「2-2-3. その他(競争法上の基準を参考とした検討)」について</p> <p>本項目では、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を参考に、「市場における有力な事業者」とみなされる基準値を引用していますが、当該指針は、市場支配力を持つ事業者が「取引先事業者に対し、自らの競争者と取引しないよう拘束する条件をつけて取引する行為」等を違法行為と位置づけるものです。二種指定制度が接続料や接続条件の公平性・透明性等の担保を目的としている点を踏まえ、本指針の考えを当てはめた場合、10%以上の電気通信事業者の接続拒否が不公正な取引に該当し違法とされる一方で、10%未満の電気通信事業者には接続義務が課されないとの解釈が可能になるものと考えます。しかしながら、あまねく電気通信事業者には既に電気通信事業法第 32 条による接続義務が課されており、結果、上記の考え方と不整合が生じることとなります。この点に関連して、第 33 回情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会において、電気通信事業法と一般的な流通取引慣行に係るガイドラインにおいて市場の取引における前提が異なるという趣旨の発言もあったところです。</p> <p>以上の点を踏まえ、二種指定制度の基準値である端末シェアの検討において、本指針の基準値(端末シェア 10%以上)を参考にする合理性は低いものと考えます。</p>	

以上

再意見書

平成 24 年 4 月 10 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 24 年 2 月 21 日付け公告された省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

再意見提出者

ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	<p>既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドライン)に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他の携帯電話事業者との接続料格差が依然としてあること、また、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が続いてきた</p> <p>接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠を開示することを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要と考えます。</p>	<p>事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、単純に事業者間の接続料水準の比較を行うことは有意でないものと考えます。</p> <p>なお、守秘義務の観点から、意見募集の機会において、個別の事業者間協議の内容等を明示することは適切ではないと考えます。</p>
イー・アクセス株式会社	<p>現在のソフトバンクモバイル殿の端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位2社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。</p>	<p>弊社の端末シェアについて、「制度創設当時から比べて大きく上昇」しているとみなし、その事象をもって、あたかも1位のドミナント事業者から3位の競争事業者までが同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。本省令案の考え方にも示唆されたような、弊社と他の非二種指定事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協</p>

		議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。
	競争環境整備のためにも大手事業者は同水準かつ低廉な接続料を設定し、業界全体で予見性を確保すべく確定値にて接続料を提示する方向へ舵をきるべきと考えます。	前述のとおり、事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、接続料が「同水準」であるべきとの考えは妥当でないものと考えます。
	指定基準である 10%の根拠は、制度創設時の PHS のシェア、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針に求められており適切であると考えます。	「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」(平成 24 年 2 月 21 日)の際に提出した弊社共意見書 ¹ (以下、「弊社共意見書」という。)で述べたとおり、この度の指定基準である 10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に、端末シェア 10%を越える事業者について直ちに指定すべきとする点について根拠薄弱と言わざるを得ません。各論点における考え方については、弊社共意見書を参照下さい。
株式会社 ケイ・オプティコム	モバイル市場においても設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。	第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)は、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非

¹ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見(平成 24 年 2 月 21 日)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000152552.pdf

		<p>対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。</p> <p>なお、市場支配力の認定の基準の一つである「ボトルネック性」については、公社時代以来の独占インフラを持つ固定通信市場における特性であることから、第二種指定電気通信設備制度の見直しの根拠とすることは適当でないと考えます。</p>
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<p>非指定事業者であるソフトバンクモバイル殿の不透明な相互接続料算定については、当社が行った2010年度相互接続料の算定根拠開示を求めるあっせん申請が打切りとなったことに加え、2月23日にソフトバンクモバイル殿が公表した2011年度相互接続料に関しても、当社の相互接続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依然として、その算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあると言わざるを得ません。</p> <p>MNOとMVNO間の関係に着目して、直ちに規制の適用対象とする必要性が認められない「相当程度低いシェア」を検討するにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」において、企業結合後の企業のシェアが10%以下であれば、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」との規定を援用し、端末シェアが10%以下のMNOは、MVNOとの関係において、競争を実質的に制限することとはならないも</p>	<p>弊社接続料については、以前より「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「二種ガイドライン」という。)に則した算定を実施しており、今後も変更の予定はありません。</p> <p>前述のとおり、この度の電気通信事業法施行規則改正における10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を根拠とする件については、①「10%」の数値はあくまでもセーフハーバーであること、②本数値は、同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準で</p>

	<p>のとして、引き続き、第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることは、一定の合理性があるものと考えます。</p>	<p>あることから、根拠としては適当ではないと考えます。</p>
	<p>相互接続料算定上の配賦の出発台となる接続会計制度が早期に適用されない場合、適切な会計処理を経て算定された相互接続料であるか否かが依然として不透明な状況となりかねないことから、二種指定接続会計規則についても改正を行い、早期に適用させることが必須であると考えます。</p>	<p>電気通信設備接続会計規則の適用タイミングについては、事業者が指定された後、運用開始までに必要となる諸準備の期間等を考慮して、翌会計年度から適用する規定がなされており、過去、第一種電気通信設備を設置する事業者についても、これら規定に則り対応してきた実績が存在するものと認識しています。従って、仮に二種指定制度の見直しがなされる場合であっても、当該会計規則を見直すことについては合理的でないと考えます。</p>
<p>日本電信電話株式会社</p>	<p>電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者（MNO）に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。</p> <p>禁止行為規制についても、携帯電話事業者の中でNTTドコモのみを引き続き適用対象として規制格差を設けなければならない特段の合理的理由はないため、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。</p> <p>携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差が存在しないことは明らかであり、第二種指定電気通信</p>	<p>携帯電話市場においては、長期間に渡って 50% 近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度進展している状況にあると認識しています。これら環境下において、支配的事業者の事業における自由度の確保等の理由により、規制の均一化が志向されるとすれば、国内市場における公正競争環境は一気に衰退し、結果的に、ユーザ利便等が大いに損なわれること</p>

	<p>設備制度や禁止行為規制による非対称規制は撤廃すべきと考えます。</p>	<p>が懸念されます。その意味では、支配的事業者に対する規制をより有効に機能させ、更なる競争促進を実現することを目的に、真に支配的な事業者による競争を阻害する行為を未然に抑止するとともに、必要のない事業者への過度な規制強化となることがないように十分に配慮すべきと考えます。</p>
<p>KDDI 株式会社</p>	<p>現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解しています。</p>	<p>「現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況」については、精緻な事象分析を行った上、当該認識の正誤を判断すべきと考えます。弊社共としては、前述のとおり、規制の均一化が志向されることは、公正競争の観点で望ましくないものと考え、「規制水準が不相応」な状況にあるとは認識していません。</p>

以上

再意見書

平成 24 年 4 月 10 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-8116

とうきょうと ちよだく おおてまち にちようめ

住所 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号

名称及び代表者の氏名

にっぽん でんしんでんわ かぶしきがいしゃ

日本電信電話株式会社

みうら きとし

代表取締役社長 三浦 惺

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 2 月 21 日付け公告された省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 (第二種指定電気通信設備指定基準の見直し)についてのNTTの考え方

前回のパブリックコメントにおいて、「携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、基本的に電波の有限希少性に拠るものであり、電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。また、禁止行為規制についても、携帯電話事業者の中でNTTドコモのみを引き続き適用対象として規制格差を設けなければならない特段の合理的理由はないため、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。」と述べました。

この趣旨は、ソフトバンクモバイル殿を第二種指定電気通信設備の指定対象とする本省令改正案も内包するものであり、改正案に賛同します。

また、更に、電波という公共財を利用している全ての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであり、その際、携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差が存在しないことから、第二種指定電気通信設備制度や禁止行為規制による非対称規制は撤廃すべきと考える、という趣旨であることを確認のため申し述べます。

以上